

施業放置森林対策推進事業検査要領

第1 趣旨

この要領は、施業放置森林対策推進事業（以下「本事業」という。）の補助金の交付の適正を期するため、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号）第14条の規定に基づく書類等の審査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定める。

第2 検査

検査は施業放置森林対策推進事業実施要領（平成27年4月27日施行。以下「要領」という。）第8の規定に基づく実施結果報告書の提出があった後速やかに行うものとする。

第3 検査員

検査は、知事が必要と認めて命じた職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

第4 立会人

検査は、事業実施主体の長又は代理人の立会いの上行うものとする。

第5 検査の方法

検査は、要領に照らして行うものとする。

実施結果報告書、その他の関係書類に記載された事項について、関係帳票、通帳等を用いて検査を行うものとする。

第6 検査復命等

検査員は、検査終了後速やかに、検査復命書に検査調書（第1号様式）を添えて地域振興局長に復命しなければならない。

第7 実績報告

地域振興局長は、規則第13条及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第13条の規定に基づく実績報告書を受領したときは、当該実績報告書に次に掲げる書類を添えて速やかに農林水産部長に進達するものとする。

- 1 検査復命書の写し
- 2 検査調書の写し

附 則

この要領は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

(第1号様式)

検 査 調 書

事 業 名	平成 年度施業放置森林対策推進事業
事 業 主 体	
交 付 申 請 年 月 日	平成 年 月 日
交 付 決 定 年 月 日	平成 年 月 日
交 付 決 定 番 号	森整第 号
事 業 着 手 年 月 日	平成 年 月 日
事 業 完 了 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 立 会 人	
補助金の経費内訳 (1) 事業費：円 (2) 県補助金：円	
事業内容 別紙のとおり	
上記のとおり検査しました。 平成 年 月 日 検査員職・氏名 熊本県知事	

(別紙)

検査確認表

経費区分	事業費 (円)	補助金額 (円)	検査結果	備考
(1) 協議会の開催等				
(2) 集約化専門員及び協力員の配置				
(3) 森林所有者の探索				
(4) 森林所有者に対する意向調査				
(5) 森林カルテの作成				
(6) 説明会の開催				
計				

※検査結果欄には、関係書類との整合性を確認の上、適・不適を記入。